

平成23年8月19日

「三重の木」認証業者 様

「三重の木」利用推進協議会
会長 鈴木直之
(公印省略)

「三重の木」住宅建築推進事業補助金実施要領の改訂について

残暑の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業活動に対して、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、4月1日から受付を開始している「三重の木」住宅補助金（1件あたり13万円）につきまして、県当局より「三重の木」住宅建築推進事業補助金実施要領の第4（補助金の交付対象者）を下記のとおり改訂する旨、連絡がありましたのでよろしくお願い申し上げます。

なお、150枠の同補助金も現在のところ64件の受付状況とまだまだ低調となっておりますので、再度、普及推進いただきますようお願い申し上げます。

記

実施要領

現 行	改 訂 後
(補助金対象者) 第4 1 県内に自ら居住するために新築される一戸建ての住宅	(補助金対象者) 第4 1 自ら居住するために新築される一戸建ての住宅

【改訂内容】

補助対象と認定される住宅の判断基準について、県外に建築される住宅を補助の対象とするように改訂する。

【運用時期】

本要領の改訂は、平成23年9月1日より運用する。

事務担当
三重県木材協同組合連合会
伊藤、真弓、山田
TEL 059-228-4715
FAX 059-226-0679